

変形労働時間制

いつもお世言名になっております。

朝の通勤時に入学式に参加する親子連れを見かけると春だなあと改めて実感します。

我が家も明日は子供の入学式で お休みをいただきます♡



4月(実施は3月21日)より、事務所は1ヶ月単位の変形労働時間制から1年単位の変形労働時間制に変更になりました。

これまでの終業時間
① 18:00 ② 18:30

ここからの終業時間

① 17:30 ② 18:00 ③ 18:30 ④ 19:00
4パターンになりました!!

変形労働時間制とは

繁忙期の所定労働時間を長くするかわりに、閑散期の所定労働時間を短くして、労働時間の短縮を図ろうとするもので、短いものでは1ヶ月を平均して、長いものでは1年を平均して週の労働時間を40時間にするかわりに1日8時間を超えて終業時刻を設定できるようになります。

(採用するには、就業規則の変更のほか労使協定の締結、監督署への届出などが必要になることもあります。)

17:30 勤務の日が、今から待ち遠しい 岩永でした。♡

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。